

## 令和7年第9回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和7年9月25日(木)午後1時30分から2時32分

2. 開催場所 安芸市役所 2階 会議室

3. 出席農業委員(13人)

会長 1番 内川 昭二  
会長職務代理者 2番 大久保暢夫  
会長職務代理者 3番 桶口なぎさ  
4番 西岡 秀輝  
5番 川島 一義  
6番 栗山 浩和  
8番 有澤 節子  
9番 福本 隆憲  
10番 公文 啓子  
11番 千光士伊勢男  
12番 小松 昭則  
13番 小松 豊喜  
14番 小松 昌平

4. 出席農地利用最適化推進委員(7人)

安芸町 渡辺 賢宏  
伊尾木 黒岩 榮之  
川北 中平 秀一  
土居 入交 大輔  
井ノ口 西岡 大作  
畠山 小松 光正  
赤野 小松 幸宏

5. 傍聴者 なし

6. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3届出について

報告第2号 農地法第18条第6項解約通知報告について

議案第3号 農地法第3条許可申請について

報告第4号 農地法第4条届出について

議案第5号 農地利用集積等促進計画の公告について

(一括契約)

議案第6号 非農地証明願について

その他

#### 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 三宮一仁

事務局次長兼振興係長 小松亜矢

事務局農地係長 弘井恭介

#### 8. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数13人、全員出席であります。

次に、事務の概要報告をいたします。

9月3日に高知市で開催された「こうち農業委員会女性ネットワーク第10回総会及び研修会」に樋口なぎさ委員、公文啓子委員が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により議事録署名委員に、西岡秀輝委員、及び福本隆憲委員を指名いたします。

議長 それでは、『報告第1号、農地法第3条の3届出』について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書1ページをお開きください。

(小松) 報告第1号 農地法第3条の3届け出についてです。

今回は、5件の届出が出ております。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり西浜ほかの3筆で、面積は合計1,364m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり黒鳥の1筆で、面積は241m<sup>2</sup>です。共有の持分1/7の所有権移転です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり東浜の合計8筆で、面積は合計で44.22m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の4筆で、面積は合計3,015.91m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

最後に届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり井ノ口の7筆で、面積は合計3,889.91m<sup>2</sup>です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第1号 農地法第3条の3届出について、質問、意見などがございましたら、よろしくお願ひいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきま

いと思います。

議長 続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項解約通知報告についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 それでは説明いたします。議案書は3ページです。今回は2件の届出がありました。

届出番号1番と届出番号2番ですが、借主が同一ですので、併せて説明します。賃貸人、賃借人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおりそれぞれ井ノ口の1筆です。

地目は田で、面積は1,008m<sup>2</sup>と1,082m<sup>2</sup>です。令和5年5月から10年間の賃借権が設定されていましたが、次の議案で出てきますけれども、借主が個人から合同会社の代表となる会社との設定に切り替えるため、今回、解約の通知が提出されたものになっております。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第2号 農地法第18条第6項解約通知報告について、質問、意見等がございましたら、お願いいいたします。

千光寺委員 法人化したときのメリットは何ですか？

事務局 今回、借主が個人から合同会社の代表社員となり、その合同会社は設立して約1年ほど経っておりますが、その会社との賃貸借の設定に切り替えるという届け出になっておりまして、申し訳ありませんが、法人化したことのメリットまでは、即答できる答えを持ち合わせておりません。

千光寺委員 分かりました。

議長 質問、意見等ないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第3号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第3号、農地法第3条許可申請について説明いたします。議案書は4ページになります。

最初に、申し訳ありませんが、記載抜かりが2か所ありましたので、加筆をお願いします。申請番号④⑤の現地確認委員ですが、井ノ口は大久保委員、西岡委員に写真で確認していただきましたが、尾川と柄ノ木は小松豊喜委員、小松光正委員に現地確認及び写真確認をしていただいております。ですので、現地確認委員に小松豊喜委員、小松光正委員の追記をお願いします。

それと、すみません。もう1か所訂正がありました。

A 3 調査書の方ですが、申請番号①の譲受人の氏名を誤っております。正しくは議案書に記載してあるとおりです。申し訳ありません。

それでは、申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり黒鳥の1筆で、面積は46m<sup>2</sup>です。

交換による所有権移転の申請で、野菜の栽培を予定しております。所在地は、6ページに地図を掲載しております。おひさま保育所の東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。写真を見ていただいたら分かりますとおり、申請者の自宅周辺の農地の真ん中の1筆だけ他人名義の農地が混ざっていたということで、一体的に利用することができなくなっていましたが、和解調書に基づき土地を交換するものです。交換するもう一方の土地は、既に(7月)非農地証明が交付され、交換の手続きが進められているところです。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A 3 の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は非常勤の公務員ですが、水稻を2,081m<sup>2</sup>と野菜を2,886.05m<sup>2</sup>栽培しており、水稻は作業委託しておりますが、本人も7年ほど農作業の経験があります。申請地にも野菜の栽培が予定されており、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間30日が1名となっておりますが、今回の申請地を交換して取得することにより、自宅周辺の農地を一体的に畑として利用することができるようになることで、自宅の維持管理等のために定期的に帰省した際に栽培管理していく予定となっております。また、水稻は作業委託しており、他の畑で栽培している野菜等も親戚と一緒に栽培管理しているので、農作業を行う必要がある日数を満たすと見込

れます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・交換でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、9月8日に川島一義委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。

申請番号2番、申請番号3番ですが、譲受人が同一ですので併せて説明します。先ほどの報告第2号で解約届のあった農地2筆です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおり。申請地も記載のとおり井ノ口の2筆で、面積はそれぞれ1,008m<sup>2</sup>、1,082m<sup>2</sup>です。

永年の賃貸借契約をする条件で、もとは個人間で10年間の賃貸借契約していたものを個人が代表となる法人との契約に切り替えるもので、引き続き文旦の栽培をする予定になっております。

所在地につきましては、7ページに地図がございます。沢の平橋の南西方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受法人は文旦とユズを栽培しており、これらの生産、加工、販売等を主な事業とする法人です。今回の申請地には、文旦が作付けされ、引き続き栽培する予定であり、農作業に従事する社員等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、譲受法人は農地所有適格法人です。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間300日が1名と50日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、賃借権・新規設定でありますので、該当しませ

ん。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には文旦が作付されており、引き続き地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、9月11日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号4番、申請番号5番ですが、こちらも譲受人が同一ですので併せて説明します。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口と尾川、栃ノ木の合計26筆で、面積は井ノ口で合計2,968m<sup>2</sup>、尾川6,196.3m<sup>2</sup>、栃ノ木は1,482m<sup>2</sup>です。

こちらは、永年の使用貸借契約をする条件で、引き続き文旦やユズの栽培をする予定になっております。

所在地につきましては、8ページから11ページにわたって地図を掲載しております。それぞれ井ノ口は山田橋の東方向、栃ノ木は栃ノ木橋の北方向、尾川は下尾川公民館の北方向などにある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、先ほどの申請番号2番3番と同様ですので、説明は省略しますが、転貸禁止の項目につきましては、こちらは使用貸借権・新規設定でありますので、該当しません。

以上のことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、井ノ口につきましては、9月11日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に予め写真撮影してきた写真を確認していただきました。尾川・栃ノ木につきましては、9月11日に小松豊喜委員、小松光正委員に現地確認及び予め写真撮影してきた写真を確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、①を川島一義委員、②③を大久保暢夫委員、④⑤を小松豊喜委員、お願いします。

川島委員 報告します。申請番号①です。9月10日に現地確認してきました。さきほどの

事務局の説明のとおりです。

大久保委員 ②③です。9月11日に現地確認してきました。さきほどの説明どおりです。

豊喜委員 ④⑤です。9月11日に現地確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

川島委員 ①ですが、農作業常時従事要件150日のところが30日になっていますが

事務局 原則150日にとなっておりますが、水稻については、作業委託をしているとの申請者の申告があったことと、野菜につきましては、ご自身は30日の従事ということですが、親戚の方と一緒に栽培管理していくということで聞いております。農地の規模によっては、150日従事できていなくてもきちんと耕作できると判断になればというところで、これまでにも自宅の横など家庭菜園規模であれば、日数が150日を満たしていないくとも議決されてきています。

川島委員 明確な判断基準があったほうがいいと思います。

事務局 たしかに、人によって判断が違ってもいけませんので、何日と決めるのは難しいかもしれませんのが、判断の基準を作るよう検討していきます。ありがとうございます。

議長 ほかに無いようでしたら、採決いたします。

議案第3号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第3号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、報告第4号、農地法第4条届出についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 報告第4号 農地法第4条届出報告について説明いたします。

(弘井) 農地を転用する場合は、転用の許可を受ける必要がありますが、自身の農地に200 m<sup>2</sup>以内の農業用施設を建てる場合は届出を行うだけです。今回、1件の届出がありました。

番号1番、申請者、申請地は議案書に記載のとおり。現地の写真をお配りしますのでご確認ください。所在地につきましては、13ページの地図をご覧ください。こちらは、赤野太夫屋地地区にある農地です。写真のとおり、既に農業用倉庫の建築に着手しているため、届出の際、始末書も提出されております。9月8日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に現地確認していただきました。周辺の農地からは同意の必要なない場所での届出となっています。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第4号について、質問・意見等がございましたら、お願いします。質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)説明します。(小松) 議案書は14ページからになります。

これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)となります。今回、4件の提出がありました。

申請番号1番と申請番号2番です。借受人が同一なので併せて説明します。貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野の1筆と2筆です。地目は田で、面積はそれぞれ579 m<sup>2</sup>と1,120 m<sup>2</sup>です。作物は、借受人が施設野菜を栽培する予定をしており、賃借期間は5年間で、賃借料は74,640円/10aの条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、16ページに地図がございます。赤野、芸西病院の東方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、9月8日に、栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していました。

申請番号3番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり穴内の4筆で地目は田で、面積は合計で2,113m<sup>2</sup>です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は5年間で、70,989円/10aの条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、17ページに地図がございます。穴内公民館の西方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、9月9日に、小松昭則委員、長野榮徳委員に確認していました。

申請番号4番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の1筆で地目は田で、面積は2,582m<sup>2</sup>です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は10年間で、70,000円/10aの条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、18ページに地図がございます。JA東支所の北方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、9月10日に、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を申請番号①②を小松幸宏委員、③を小松昭則委員、お願いします。

幸宏委員 申請番号①②です。内容につきましては先ほどの説明のとおりです。

昭則委員 9月9日に現地確認しました。さきほどの説明のとおりです。

事務局 申請番号④につきましては、関係者がおりますので、退席していただいて審議をお願いします。現地確認の報告もその時に併せてお願いしたいと思います。先に申請番号①～③までの審議をお願いします。

議長 それでは申請番号①～③の審議をお願いします。

別に意見がないようでしたら、採決いたします。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について申請番号①から③まで、申請どおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(举手全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第5号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について申請番号①から③までは、申請どおり決定いたしました。

議長 それでは、申請番号④の関係者に退席をお願いします。  
現地確認委員報告を、中平秀一委員、お願いします。

中平委員 9月10日に現地確認しました。事務局の説明どおりです。

議長 それでは、議案第5号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について申請番号④の審議をお願いします。  
別に意見がないようですので、採決いたします。  
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について申請番号④について、申請どおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(举手全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第5号農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について申請番号④は、申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第6号 非農地証明願についてを議題とし事務局が説明いたします。

事務局 議案第6号 非農地証明願について説明いたします。

(弘井) 議案書は19ページをご覧ください。

今回は2件の申請が出ております。

それでは、申請番号1番、申請人、申請地は議案書に記載のとおり。登記簿地目は畠、面積は19m<sup>2</sup>となっております。

所在地の地図は20ページに掲載しております。土居小学校の西方向にある農地で、現在は住宅が建っています。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

い。

現地ですが、昭和 48 年に前所有者が住宅を建築し、現在に至っております。現地の状況及び安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたしました。

現地につきましては、9 月 10 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していました。

次に申請番号 2 番、申請人、申請地は議案書に記載のとおり。登記簿地目は畠で面積は 95 m<sup>2</sup>となっております。

所在地の地図は 21 ページに掲載しております。市立安芸中学校の北東方向にある土地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地ですが、昭和 45 年頃、所有者の父親が車庫を建築、残り部分を通路として利用し、現在に至っています。現地の状況及び安芸市税務課が発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたしました。

現地につきましては、9 月 10 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を福本隆憲委員、お願いします。

福本委員 申請番号①②です。9 月 10 日に確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別にないようですので、採決いたします。

議案第 6 号 非農地証明願について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。

議案第 6 号非農地証明願については、原案どおり決定いたしました。

- 議長 以上で、議案審議は終了いたしました。  
それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。
- 事務局 (小松) 何点かありますて、まず最初に高規格道路の関係で土佐国道事務所の方から説明があります。準備をしますので、少しお待ちください。
- 建設課 (小松) みなさん、資料はお手元にございますでしょうか。  
貴重なお時間をいただき、大変恐縮です。建設課の小松と申します。  
本日は、川北のケーズデンキ南側に国の方で供用しております残土の仮置き場の範囲拡大について、みなさまに情報共有させていただきたく、お時間をちょうどいいとした次第です。  
事業の概要につきましては、国土交通省土佐国道事務所南国安芸道路、PPPチームから説明させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- PPP PPPチーム田中と申します。よろしくお願ひします。
- PPP 同じく角道と申します。よろしくお願ひします。
- PPP (田中) 座って説明させていただきます。  
簡単ですが、今、お話をいただいたように、川北のケーズデンキの裏の方に、仮残土置き場の拡張をさせていただきたいと思って、今、計画を進めています。お配りしました資料に簡単な位置図を付けています。真ん中くらいにケーズデンキがありまして、その下の左側が仮残土置き場(今、置かせてもらっているところ)です。その右側に赤く囲っているところが計画中の追加の仮残土置き場となります。  
この事業に際して、地権者等は、ある程度あたっている状態ですけど、今後、国の計画としては、仮残土ということで、遅くなりましたけど、この資料は回収させていただきたいと思っています。  
もう一つ、時間を割いていただきましたので、黒鳥という地区で、地区の方はおられないかもしませんが、黒鳥公民館から西側へ安芸トンネルというトンネル工事が始まる予定になっています。その坑口の近くの北側に、ここにも仮残土を予定していて、同時進行で地権者にお願いしようとしています。  
5枚目に簡単な工程表をつけています。  
今、準備期間中というのは、黄色で記しているように、地権者に共用できるかという対応を依頼をしているところです。今後、国として土地が借りられるような状態になりますと、測量とか、設計の計画とか、どれだけ土が置けるのかというこ

とを計画していって、後に令和9年度中頃から仮残土の納入をお願いしたいと思っています。2年半以降、令和12年には、余った残土を計画している予定地において、残土がなくなり次第、今の農地の状態でお返しするという計画になっています。その下が2段書きになっていますが、2段書きは、今、トンネルの残土搬出の予定となっています。

簡単ですが、農地をお借りして、仮残土を置かせていただきたいと思っています。  
何か、質問等があればお伺いしたいと思います。

川島委員 何で追加の必要が？今現在の仮置き場が80%とか満杯近くになっちゃうがやろうか？

PPP そうですね。5枚目につけている工程表ですが、その安芸トンネルというトンネル工事が始まる予定で、工事が始まると、残土がどんどん出てくるものですから、その残土の行き場を確保したいというのがメインです。

川島委員 安芸トンネルの入口の北側が残土置き場では？

PPP 4枚目のトンネル入口のところに橋脚(柱)が建っていますけど、その上にコンクリート(道路上の橋部分の)工事が始まりますが、その工事が始まるとどうしても、今、工事用道路として使っている部分に通行止めが発生するんです。土は出さないといけないんですけど、通行止めが1～2週間、3回程度あるので、その間残土が出せなくなるので、その搬出できない期間に置きたいと思っています。

川島委員 それは、ここよね？  
容量がオーバーすること？

PPP こちら、資料の方は、拡大図になっております。  
また、トンネル工事は昼夜やるものですから、夜間もそこに置きたいと思っています。騒音対策にもなるかと思っています。

川島委員 黒鳥地区は、この部分は田んぼとかじゃないけど、川北地区の方は、田んぼが減ってしまうのは、どうながやろう？今の残土置き場がいっぱいになる見通しがあるき、追加でやるわけ？

PPP そうですね。

工事の構造物にもよるんですけど、昔みたいに山にするだけの盛土構造のみならいいんですけど、優良農地の関係で、耕作地を極力は買収しないように計画した経緯もあって、擁壁をまっすぐに建てるような計画になっているので、その構造物ができないと土も持って行けないということで、仮置き場が必要になります。

事務局 あくまで、一時的な残土置き場ということです。終わったら戻すということです。(弘井)

川島委員 2年ということで、それは分かるけど。

PPP 川北の方も、今の残土地も休耕田だったところに設定しています。今回の赤い部分(追加の計画のところ)には耕作されている人も何人かいましたけど、ほぼほぼ今年度はやっていなかったので、計画地に入れて設定をしていますけど、最初に借りたときには耕作していたところは外しているという経緯はあります。

川島委員 分かりました。

千光士委員 地元の交通に支障を来すような事があったら困る。支障のないように対策を。それと、借りた農地は、終わったら農地として戻す?

PPP もちろん、交通に支障を来すことがないように対策します。  
搬出した後は、元に戻して(現状復旧して)、田んぼは田んぼ、畑は畑にして返却します。  
果樹などの復旧は難しいんですけど、田んぼや畑は同じように表土を戻してお返しするというのが前提です。  
あと、用水に関しても現況どおりに戻します。もし、壊してしまうようなことがあったら、補修してお返しします。

川島委員 高さはどれくらい?

PPP 5mを目安にして、最大で10mくらいになる可能性があります。  
今、仮残土が2段目になって7~8mくらいになっていると思います。

幸宏委員 田んぼに仮の土地を置くとき、既存の農地にシートを敷いて、その上へ残土を置きますか?

PPP それは、地権者によります。

幸宏委員 表土を剥いで、保管しちょって、その上へ置く場合もあるということ？

PPP そうです。

幸宏委員 それを、地権者のみなさん一人ひとりに確認するわけ？

PPP そうです。

シートのままでよろしい方と表土を剥いでの対応と。

今まで築き上げた耕作の関係もあるので、混ぜられたら困るという方もおられるので。混ぜられてもいいという方もおりりますので、個々で対応します。

幸宏委員 個人的な意見ですけど、表土を剥いで、それを戻した時、石とかいろいろあって重機でやっても元に戻りづらいように感じます。シートを敷いてやって、そのままシートをのけたら元に戻るかなど、どんなにやるがやろうと思いまして。分かりました。

PPP 個人対応します。最後はちょっと耕したりの必要もあるかもしれません。

秀輝委員 工事が終わったら、現状復旧することやけど、条件の悪いところやき、例えば、この機会に基盤整備とか、ほ場整備みたいなことにつなげたりとかにならんろうか？ここで言う話じやないけど。

PPP そのことに関しては、壊れたものは復旧してお返ししますが、基盤整備はちょっと難しいと考えています。今後、委員会として声を上げていったりというはあるかもしれませんのが、国は、基本的に原状回復のみで進めたいと思っています。

事務局 (小松) また、今後、何かありましたら、建設課自動車道推進室の方へ、また農委事務局経由でもかまいませんので、お申し出ください。

高規格道路の関係の説明は以上となります。ありがとうございました。

PPP 貴重な時間、どうもありがとうございました。

事務局 (小松) 続きまして、事務局長から2点ほどございます。

事務局長 1点目は、もう少し先の話にはなるんですが、皆様の任期についてです。今現在の任期が令和8年7月19日までということになっておりまして、残すところ、あと1年を切って10ヶ月程度となっていました。これから、次期の委員さんの任命について、広報等で周知を図っていくような流れになってきます。詳細の話は来月ないし再来月とかでお話もしたいと思いますけども、まずはご承知おきということで、報告でございます。皆さんの中で、後任の方に引き継ぎたいという方がいらっしゃいましたら、地元の中でお声かけとか、そういったところのお話を進めていただきたいなあと思います。今まで基本的に農業委員さんは立候補していただいて、受付けて、選挙にならんかったらそのまま任命して、という形でやってきております。それぞれの地区を代表してなっていただいておりますが、地区で後任の方へも引継ぎづらいというようなことも、もあるようでしたら、事務局に相談していただいたら、相談にも乗りながら対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

2点目ですが、お手元に「現代農業」「季刊地域」という冊子を置いております。発行しております農文協四国支部の担当者の方が、先日、市役所に訪問されていて、今月から来月にかけて安芸市の農家さんのところへ訪問するということで、ぜひ定期購読をお願いしたいとのことです。本来でしたら、この場へ来て説明をということでしたが、日程が合わず、事務局で預かって周知を図りますということで、ご紹介した次第です。2枚目に書いてますが、1か月くらい安芸に滞在して、原付バイクで2人くらいが個々の農家さんのハウスを訪問するそうです。今、委員さんでいうと、内川会長、大久保委員、栗山委員の3名が購読されています。安芸市の中では、名簿を見せていただきましたが、40人ほどの方が購読されているようです。みなさんのところへ来られましたら、前向きにご検討をいただけらとのご紹介です。私の方からは以上です。

事務局 2点あります。

(小松) ちょっと先ですが、11月15日(土)にあき・あい・あい収穫祭がJA本所で開催されます。1ブース設けさせていただいて、農業者年金や新規就農の相談窓口を開設する予定を考えておりますので、また、個別に一緒に座っていただく方のお願いをさせていただくかと思いますので、よろしくお願ひします。  
それから、来月の定例会は、10月27日となります。

事務局 7月にお願いしておりました農地パトロールですが、今月末が締切となっておりますので、よろしくお願ひします。

議長 以上で本日の定例会の日程はすべて終了いたしました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 10 月 27 日

安芸市農業委員会  
会長

会議録署名委員

会議録署名委員